

新	旧
<p style="text-align: center;">店頭デリバティブ取引 (DMM CFD-Index DMM CFD-Commodity) 約款</p> <p>(第1条～第4条 省略)</p> <p>第5条 (口座の開設) (第1項～第6項 省略)</p> <p>7 当社が承諾後にお客様に通知した口座番号及びパスワードを使用できるのはお客様ご本人に限ることとし、これらを共同で使用し、または他人に貸与もしくは譲渡することはできません。お客様ご本人以外の方の使用が判明した場合には、本取引の利用を停止いたします。また、お客様、口座番号及びパスワードが第三者により不正に使用されないよう、これを適正に管理しなければならず、お客様の口座番号及びパスワードにより、お客様ご本人以外の方が行ったすべての取引については、<u>当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き</u>、一切の責任はお客様ご本人に帰するものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第6条 (本人確認書類<u>及び届出事項</u>) (第1項 <個人のお客様の場合> (1) (2) 省略) (3) 上記 (1) 及び (2) 以外の場合 ・ 通知カード又は個人番号記載の住民票</p>	<p style="text-align: center;">店頭デリバティブ取引 (DMM CFD-Index DMM CFD-Commodity) 約款</p> <p>(第1条～第4条 省略)</p> <p>第5条 (口座の開設) (第1項～第6項 省略)</p> <p>7 当社が承諾後にお客様に通知した口座番号及びパスワードを使用できるのはお客様ご本人に限ることとし、これらを共同で使用し、または他人に貸与もしくは譲渡することはできません。お客様ご本人以外の方の使用が判明した場合には、本取引の利用を停止いたします。また、お客様、口座番号及びパスワードが第三者により不正に使用されないよう、これを適正に管理しなければならず、お客様の口座番号及びパスワードにより、お客様ご本人以外の方が行ったすべての取引について<u>の</u>一切の責任はお客様ご本人に帰するものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第6条 (本人確認書類) (第1項 <個人のお客様の場合> (1) (2) 省略) (3) 上記 (1) 及び (2) 以外の場合 ・ 通知カード又は個人番号記載の住民票</p>

<p>・ 顔写真なしの本人確認書類 2 種類以上 (※2)</p> <p>(※1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 運転免許証 ➢ パスポート (顔写真のページ、住所のページそれぞれが必要となります。<u>なお、2020年2月4日以降に申請されたパスポートは、「所持人記入欄」がないため、原則として本人確認書類としてはご利用いただけません。</u>) <p>(以下、省略)</p> <p>≪法人のお客様の場合≫ (下記書類のすべて)</p> <p>(1) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 <u>(発行日から 3 ヶ月以内のもの)</u></p> <p><u>(2) 法人番号指定通知書又は法人番号印刷書類</u></p> <p><u>(3) 代表者の本人確認書類 1 種類以上</u> (下記に記載する書類)</p> <p><u>(4) 取引担当者の本人確認書類 2 種類以上</u> (下記に記載する書類)</p> <p>※取引担当者と代表者が同一人である場合は、<u>本人確認書類 2 種類以上をご提出ください。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 個人番号カード ➢ 運転免許証 ➢ パスポート (顔写真のページ、住所のページそれぞれが必 	<p>・ 顔写真なしの本人確認書類 2 種類以上 (※2)</p> <p>(※1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 運転免許証 ➢ パスポート (顔写真のページ、住所のページそれぞれが必要となります) <p>(以下、省略)</p> <p>≪法人のお客様の場合≫ (下記書類のすべて)</p> <p>(1) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書</p> <p><u>※ 発行日から 3 ヶ月以内の原本 (コピー不可)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 代表者の本人確認書類</u> (下記に記載する書類)</p> <p><u>(3) 取引担当者の本人確認書類</u> (下記に記載する書類)</p> <p>※取引担当者と代表者が同一人である場合は、<u>上記(3)は必要ございません。</u></p> <p><u>(下記、いずれかの方法に記載する書類)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>顔写真付き本人確認書類 (※1)</u> ・ <u>顔写真なしの本人確認書類 2 種類以上 (※2)</u> <p><u>(※1)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 個人番号カード ➢ 運転免許証 ➢ パスポート (顔写真のページ、住所のページそれぞれが必
--	--

<p>要となります。<u>なお、2020年2月4日以降に申請されたパスポートは、「所持人記入欄」がないため、原則として本人確認書類としてはご利用いただけません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 住民台帳基本カード ➤ 在留カード <p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各種健康保険証（裏面に住所の記載がある場合は裏面も必要となります） ➤ 住民票の写し（作成・発行から3ヶ月以内のもの） ➤ 印鑑証明書（作成・発行から3ヶ月以内のもの） ➤ その他、官公庁から発行され、または発給された書類その他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能であるもの <p>第7条（禁止事項） （第1項 省略）</p> <p>2 お客様が当社と行う取引について、前項の禁止行為が行われた場合、当社は事前の通知なく当該口座を凍結し、過去に遡り約定を無効とすることができるものとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。また、当該取引により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。なお、当社は、<u>当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き</u>、約定の無効によりお客様に生じた損害につき、お客様に対して何らの責任も負担しないものとします。</p>	<p>要となります)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 住民台帳基本カード ➤ 在留カード <u>など</u> <p><u>(※2)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各種健康保険証（裏面に住所の記載がある場合は裏面も必要となります） ➤ 住民票の写し（作成・発行から3ヶ月以内のもの） ➤ 印鑑証明書（作成・発行から3ヶ月以内のもの） ➤ その他、官公庁から発行され、または発給された書類その他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能であるもの <p>第7条（禁止事項） （第1項 省略）</p> <p>2 お客様が当社と行う取引について、前項の禁止行為が行われた場合、当社は事前の通知なく当該口座を凍結し、過去に遡り約定を無効とすることができるものとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。また、当該取引により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。なお、当社は<u>いかなる理由であっても</u>、約定の無効によりお客様に生じた一切の損害につき、お客様に対して何らの責任も負担しないものとします。</p>
--	---

<p>(第8条 省略)</p> <p>第9条 (ログインID とパスワード) (第1項～第3項 省略)</p> <p>4 お客様がログインID 及びパスワードを第三者に貸与又は譲渡した場合、又はお客様の不注意、盗難、窃取、詐欺、通信の傍受、盗聴等により第三者に漏洩した場合等において、第三者が本取引にかかわる指図を行った場合には、当社がそれらをお客様による本取引にかかわる指図として扱うことにお客様はあらかじめ了承し、第三者による本取引にかかわる指図に起因して生じた結果については、<u>当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き</u>、全てお客様がその責を負うことをあらかじめ了承するものとします。</p> <p>5 当社が発行するログインID 及びパスワードに代わり、当社が指定するSNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス。以下、同様。) のアカウントを利用し関連付けすることで本取引システムにログインすることができます。本件につきましては、当該SNS 運営会社からの情報流出等によりお客様のアカウント情報を第三者が悪用し、本取引にかかわる指図に起因して生じた結果については、<u>当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き</u>、全てお客様がその責を負うことをあらかじめ了承するものとします。</p> <p>(第10条～第13条 省略)</p>	<p>(第8条 省略)</p> <p>第9条 (ログインID とパスワード) (第1項～第3項 省略)</p> <p>4 お客様がログインID 及びパスワードを第三者に貸与又は譲渡した場合、又はお客様の不注意、盗難、窃取、詐欺、通信の傍受、盗聴等により第三者に漏洩した場合等において、第三者が本取引にかかわる指図を行った場合には、当社がそれらをお客様による本取引にかかわる指図として扱うことにお客様はあらかじめ了承し、第三者による本取引にかかわる指図に起因して生じた結果については、<u>事情の如何を問わず</u>、全てお客様がその責を負うことをあらかじめ了承するものとします。</p> <p>5 当社が発行するログインID 及びパスワードに代わり、当社が指定するSNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス。以下、同様。) のアカウントを利用し関連付けすることで本取引システムにログインすることができます。本件につきましては、当該SNS 運営会社からの情報流出等によりお客様のアカウント情報を第三者が悪用し、本取引にかかわる指図に起因して生じた結果については、全てお客様がその責を負うことをあらかじめ了承するものとします。</p> <p>(第10条～第13条 省略)</p>
---	--

<p>第 14 条（入金について） （第 1 項～第 3 項 省略）</p> <p>4 異名義による振込があった場合には、お客様にポジションがある場合や売買成立後であったとしても、当該振込入金を取り消し、また、お客様のお取引を制限させていただく場合があります、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。また、振込入金の取消ないしは取引の制限により発生するロスカットや注文の未約定などのリスクについては、当社はその責を負わないものとします。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>（第 15 条～第 26 条 省略）</p> <p>第 27 条（届出事項の変更）</p> <p>1 お客様は、当社に届け出たお客様の氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地、電話番号、E メールアドレスその他の事項に変更があったときは、当社に対し直ちに当社の指定する方法をもってその旨の届出をするものとします。また、届出がない場合、あるいは届出が遅延した場合等により生じたお客様の損失に対しては、<u>当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き</u>、当社は一切その責を負わないものとします。</p> <p>第 28 条（報告書等の作成及び届出） （第 1 項 省略）</p>	<p>第 14 条（入金について） （第 1 項～第 3 項 省略）</p> <p>4 異名義による振込があった場合には、お客様にポジションがある場合や売買成立後であったとしても、当該振込入金を取り消し、また、お客様のお取引を制限させていただく場合があります、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。また、振込入金の取消ないしは取引の制限により発生するロスカットや注文の未約定などのリスクについては、当社は<u>一切</u>その責を負わないものとします。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>（第 15 条～第 26 条 省略）</p> <p>第 27 条（届出事項の変更）</p> <p>1 お客様は、当社に届け出たお客様の氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地、電話番号、E メールアドレスその他の事項に変更があったときは、当社に対し直ちに当社の指定する方法をもってその旨の届出をするものとします。また、届出がない場合、あるいは届出が遅延した場合等により生じたお客様の損失に対しては、当社は一切その責を負わないものとします。</p> <p>第 28 条（報告書等の作成及び届出） （第 1 項 省略）</p>
---	--

<p>2 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害については、<u>当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き</u>、当社は免責されるものとします。</p> <p>第 29 条（クライアント環境の障害等） （第 1 項 省略）</p> <p>2 お客様は、クライアント環境に対する操作の誤り、またはクライアント環境の不具合、誤作動、障害等に起因してお客様が被った損害・損失については、全てお客様に帰属し、<u>当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き</u>、当社は一切その責を負わないこととします。</p> <p>（第 30 条 省略）</p> <p>第 31 条（解約）</p> <p>1 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第 18 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、お客様との間の本取引は解約されることとします。 （（1）～（2）省略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（3）</u>（内容省略） <u>（4）</u>（内容省略） <u>（5）</u>（内容省略） <u>（6）</u>（内容省略） <u>（7）</u>（内容省略）</p>	<p>2 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>第 29 条（クライアント環境の障害等） （第 1 項 省略）</p> <p>2 お客様は、クライアント環境に対する操作の誤り、またはクライアント環境の不具合、誤作動、障害等に起因してお客様が被った損害・損失については、全てお客様に帰属し、当社は一切その責を負わないこととします。</p> <p>（第 30 条 省略）</p> <p>第 31 条（解約）</p> <p>1 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第 18 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、お客様との間の本取引は解約されることとします。 （（1）～（2）省略）</p> <p><u>（3）第 40 条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき</u></p> <p><u>（4）</u>（内容省略） <u>（5）</u>（内容省略） <u>（6）</u>（内容省略） <u>（7）</u>（内容省略） <u>（8）</u>（内容省略）</p>
---	--

<p><u>(8)</u> (内容省略)</p> <p><u>(9)</u> (内容省略)</p> <p><u>(10)</u> (内容省略)</p> <p><u>(11)</u> (内容省略)</p> <p><u>(12)</u> (内容省略)</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第 32 条～第 39 条 省略)</p> <p>第 40 条 (本約款の変更)</p> <p>1 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じたときに<u>変更</u>されることがあります。<u>また、本約款は、当社の判断により、契約をした目的に反しない限度で、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的な変更がされることがあります。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(9)</u> (内容省略)</p> <p><u>(10)</u> (内容省略)</p> <p><u>(11)</u> (内容省略)</p> <p><u>(12)</u> (内容省略)</p> <p><u>(13)</u> (内容省略)</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第 32 条～第 39 条 省略)</p> <p>第 40 条 (本約款の変更)</p> <p>1 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他<u>当社の業務上の</u>必要が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改訂</u>されることがあります。<u>改訂を行う旨及び改訂後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</u></p> <p>2 <u>第 1 項に定める本約款の改訂が行われ、効力が発生した日よりも後に行われた本取引にかかわる指図は、お客様が本約款の変更</u>に同意した上でなされたものとみなすこととし、<u>お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</u></p> <p>3 <u>お客様が本約款の変更</u>に同意しない場合には、<u>当社は何らの通知、催告をすることなく、直ちに本約款第 31 条第 1 項(3)に基づき契約を解約</u>することができるものとします。<u>また、お客様がポジションを有する場合には、当社は、本約款の変更に対する異議の申し出を</u>書面又は</p>
--	---

<p><u>2 当社は、前項前段の規定に基づき本約款を変更する場合には、変更する旨及び変更後の内容、効力の発生時期を、店頭表示、インターネットその他の相当の方法によりお客様に周知します。当該効力発生日後にお客様が本取引に係るサービスを利用した場合又は当社の定める期間内に本取引に係るサービスの解約手続きを取らなかった場合には、お客様は、本約款の変更に同意したものとみなします。</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>令和2年3月28日 改訂</u></p>	<p><u>電子メールで当社が受領した日の翌営業日の正午に提示する外国為替レートを以ってお客様のポジションを強制決済することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(以下、省略)</p>
---	--